

会計教育研修機構 特別講義

公認会計士の使命 ～国際社会の期待に応えるために～

2018年3月14、23日

公認会計士・監査審査会会長

廣本 敏郎

はじめに

公認会計士・監査審査会の業務

公認会計士・監査審査会

Certified Public
Accountants and
Auditing Oversight Board

公認会計士・監査審査会



監査の信頼性確保のために—審査基本方針等—

(平成16年6月29日、改正平成17年6月14日)

公認会計士法は、公認会計士が、監査及び会計の専門家として、独立した立場において財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする旨を規定している。

日本公認会計士協会は、公認会計士又は監査法人(以下「監査事務所」という)の行う財務諸表の監査業務の改善進歩を図る活動を行っているが、改正公認会計士法の施行により、協会がこれまで行ってきた監査の質を向上させるための監査事務所に対する調査活動は法的にも位置づけられ、その報告

監査の信頼性確保のために(続)

が義務づけられた。協会の調査活動の信頼性の一層の向上のため、公益的見地から公認会計士・監査審査会がこれを審査し、必要に応じて検査する(以下「モニタリング」という)機能も法的制度として導入された。

審査会が実施するモニタリングは、協会からの報告に基づき、協会による監査事務所における監査業務に対する調査制度が適切に運営されているかどうか及び監査事務所における監査業務が適切に運営されているかどうかについて、独立した公益的立場から審査を行い、必要があると認めるときに監査事務所

監査の信頼性確保のために(続)

等に立入検査を行うものである。審査会は、その結果に基づき、必要があると認めるときは金融庁長官に対して勧告を行うことができる。その意味で、審査会の実施するモニタリングは、金融庁による公認会計士等に対する監督機能や協会の発揮する自治統制機能と相俟って、全体としてわが国の監査の質の確保と実効性の向上を図る制度的仕組みの主要な核をなすものである。

審査会は、監査の質の確保と実効性の向上に対する国民の期待に対応し、改正公認会計士法の趣旨に則り、証券監督者

監査の信頼性確保のために(続)

国際機構 (IOSCO) の「監査人の監督に関する原則」等の国際的な潮流をも勘案し、監査人監督機関の国際会議に参加すると共に、海外の関係監督当局との緊密な協力関係を積極的に構築していくことも視野に入れつつ、以下のような視点及び目標を基本として、モニタリングを実施することとする。

【視点】

審査会が実施するモニタリングにおいては、現在、協会が上記調査活動として実施している「品質管理レビュー」等の既存の枠組みにとらわれることなく、常に国民の視点という公益的立場に立ち、審査会の有する権能を最大限に発揮して、監査の質の

監査の信頼性確保のために(続)

確保と実効性の向上を積極的に図っていくものとする。また、国際的動向に積極的に対応すると共に、年次活動報告を発行するなど、内外に対する適切な情報発信に努める。

【目標】

審査会が実施するモニタリングは、個別監査意見そのものの適否の判断を直接主眼とするのではなく、協会による品質管理レビューの一層の機能向上を公益的立場から促していくことを基本とすることにより、協会の効果的な自治統制機能を通じて、監査事務所における監査業務の充実・強化を図ることを目標とする。

監査業界の大変貌

エンロンの破綻に始まる不正会計問題 と米国の対応

エンロン破綻に端を発する不正会計問題

- 一連の企業不正事件の表面化の始まりは2001年11月29日のことだった。この日、アメリカの大手エネルギー会社ダイナジーが同業大手のエンロンとの買収合意(11月9日締結)を破棄すると発表した。この発表により、エンロンは簿外金融取引に伴って発生した巨額の簿外債務によって経営危機に直面していることを白日の下にさらしてしまうこととなった。
 - 企業不祥事の疑惑は、更に他企業にも波及していき、「会計スキャンダル」「不正会計問題」と呼ばれる事態に陥った。

(百合野正博『会計監査本質論』森山書店、2016年)

米政府の対応 ～大統領の10ポイントプラン～

米政府は、2002年3月に、企業の不正行為を取り締まるため、次のことを含む具体的対策の骨子を10項目にまとめ「大統領の10ポイントプラン」として公表した。

- * 外部監査人の独立性と誠実性に関して、投資家の信頼性を完璧に確保しなければならない。
- * 独立の規制機関を通して、職業会計士が最高水準の倫理基準に従っていることを保証しなければならない。
- * 会社の会計システムは、最低限の基準に反しないということに満足するのではなく、もっとも望ましい実務と比較しなければならない。

10ポイントプランの前文抜粋

一国の強さは、その国の国民の価値観に左右される。正直、勤勉、思いやりは、物質的にも精神的にも豊かな社会を作るために必要な要素である。わが国では自由が高く評価されるので、国民一人ひとりの責任に大きく依存している。…

特に公開会社は、気骨のある指導者を必要としている。公開会社は、アメリカの経済システムに欠くことのできない一部である。それは、普通のアメリカ国民が、日々の経営には参加しなくても、アメリカ経済を支えている会社の一部を所有することを認めているからである。多様性がある安全なポートフォリオを組むことを通して一介の労働者でも何百も存在している会社の

10ポイントプランの前文抜粋(続)

一部を所有することが可能となる。…アメリカはいつでも健全な長期投資の対象であり、すべてのアメリカ人はアメリカの成功の分け前にあずかる可能性を有している。

しかしながら、この広範な所有権は、公開会社の役員や取締役
に特別の責任を課すこととなる。誠実に全力を尽くして自分の責務を果たすだけでなく、会社の本当の所有者である株主
に対して適切な事実を情報公開しなければならない。正確で
タイムリーな情報がなければ、投資家は情報に基づく投資意思
決定を行うことはできない。従って、大統領は、果てしなく続く
訴訟を招くことなく会社のディスクロージャーを改善しなければ

10ポイントプランの前文抜粋(続)

ならず、会社の役員にもっと説明責任を自覚させなければならず、より強固で独立性の高い監査システムを構築しなければならない、と信じているのである。

これらの目標の大半は、SECが現在有している権限の範囲内で達成することが可能であろう。SECがさらに必要だと決定するならば、その追加的な法律上の権限を議会と共同して立案する用意がある。もしもこれらの提案が実行されたならば、そして公開会社の経営者が最高レベルの経営姿勢を貫くならば、アメリカの株式会社は我々のもっとも重要な価値観を反映することになるであろう。

SOX法の成立とPCAOBの設置

- 以上のような背景のもとに、7月30日、次のような内容を含む監査法人への監視強化策が組み込まれた「企業改革法(サーベンス・オクスリー法:SOX法)」が成立した。
 - ① 不正会計などを調査する独立監視機関の設置
 - ② 監査法人に対し同一顧客への非監査業務の提供を禁止
 - ③ 米国顧客を持つ海外監査法人も監視
- SOX法の下、AICPAの下にあったPOBに代わって、PCAOB (Public Company Accounting Oversight Board)がSECの下に設置された。

監査業界の大変貌

我が国の対応と監査監督機関の国際的 ネットワーク

公認会計士法の改正の概要 ～公認会計士・監査審査会発足の経緯～

金融審議会公認会計士制度部会は、平成13年10月以降、公認会計士監査制度のあり方について検討を行った。本検討は、企業会計不正事件に対する米国政府の対応などの国際的動向も踏まえ、グローバルな経済環境の下にある今日の我が国の経済社会において、資本市場に対する信認をいかに確保し、その機能を向上させるべきかという観点から行われた。

同部会による報告では、市場の機能が十分に発揮されるためには、内部監査や監査役(監査委員会)監査と公認会計士監査との連携をはじめとするコーポレートガバナンス

審査会発足の経緯(続)

の充実・強化と共に、公認会計士監査を巡る制度環境の整備が必要不可欠であるとの基本認識のもと、

(1) 公認会計士は、不断の自己研鑽による専門知識の習得、高い倫理観と独立性の保持により、監査と会計の専門家としての使命と職責を果たすべきとの観点から、公認会計士の使命と監査の目的を法制度上明確化すること

(2) 監査の適切性を確保するため、被監査企業への非監査証明業務の同時提供の禁止、監査法人における関与社員による継続的監査の制限、関与社員の非監査企業への就任制限を行い、公認会計士や監査法人の独立性を強化すること

審査会発足の経緯(続)

(3) 協会による自主規制の限界を補完するとともに、公正性・中立性・有効性を確保するとの観点から、協会が行っている品質管理レビューに対する行政によるモニタリングを導入すること…などが提言された。

本報告を踏まえ…平成15年5月に改正公認会計士法が成立、平成16年4月に金融庁に従前の公認会計士審査会を改組・拡充して「公認会計士・監査審査会」が設置された。

(『審査会の活動状況』平成17年12月)

IFIARの設立

- 世界各国で監査監督機関が設置された後、相互の情報交換の必要性が認識され、定期的に国際会議が開催されるようになった。
 - 第1回会議は、金融安定化フォーラム(FSF)の呼びかけで、2004年9月に米国ワシントンで開催された。
- 2006年9月開催の第5回会議で同会議は発展的に解消し、あらたに監査監督機関国際フォーラム(International Forum of Independent Audit Regulators: IFIAR)の設立が合意された。
 - 第1回IFIAR会合は、2007年3月に東京で開催された。

IFIAR加盟国

IFIAR加盟国 (51カ国・地域)

■欧州 (30)	
アイルランド	アルバニア
イギリス	イタリア
オーストリア	オランダ
ギリシャ	クロアチア
ジブラルタル	スイス
スウェーデン	スロバキア
スロベニア	スペイン
チェコ	デンマーク
ドイツ	ノルウェー
ハンガリー	フィンランド
フランス	ブルガリア
ベルギー	ポーランド
ポルトガル	リトアニア
リヒテンシュタイン	ルクセンブルク
ジャージー	ロシア

■アジア (10)
インドネシア
韓国
シンガポール
スリランカ
タイ
チャイニーズタイペイ
日本
マレーシア
オーストラリア
ニュージーランド

■中東 (3)
アブダビ
ドバイ
トルコ

■アフリカ (4)
エジプト
ボツワナ
南アフリカ
モーリシャス

■北米 (3)
アメリカ
カナダ
ケイマン

■南米 (1)
ブラジル

日本と関係当局との 情報交換枠組みが ある国 (7カ国)

イギリス
オランダ
フランス
ルクセンブルク
マレーシア
アメリカ
カナダ

公認会計士・監査審査会パンフレット(平成28年10月作成)より

我が国のコミット ～グローバルな監査品質の向上～

- ・ 今般、公認会計士・監査法人等を監督する各国・地域の当局で構成されるIFIARの常設事務局を東京に設置することが、ロンドンで行われた同機関の本会合で決定をされました。IFIARの常設事務局を東京に設置することは、我が国の国際的なプレゼンスの強化や東京市場の国際金融センターとしての地位向上の観点から、極めて重要であると考えます。したがって、我が国としては、金融庁及び公認会計士・監査審査会を中心に、外務省とも緊密に連携の上、政府一丸となって誘致活動に取り組んでまいりました。

我が国のコミット(続)

- ・したがって、我が国としては、金融庁及び公認会計士・監査審査会を中心に、外務省とも緊密に連携の上、政府一丸となって誘致活動に取り組んでまいりました。…我が国としては、IFIARの常設事務局が東京に設置された後も、IFIARが今後一層、国際機関として発展・成長し、グローバルな監査の質を高めていくことができるよう、積極的に貢献していきたいと考えます。

(平成28年4月22日午前)

内閣官房長官記者会見より

監査業界の大変貌 監査基準の急速な進化

監査基準の進化

- 監査基準の公表(昭和25年7月 企業会計基準審議会)
- 監査基準の主な改訂
 - 昭和31(1956)年改訂(企業会計審議会、昭和32年 正規の財務諸表監査)
 - 昭和41(1966)年改訂
 - 平成3年(1991)改訂(平成4年より監査基準委員会報告書公表)
 - 平成14年(2002)改訂(リスクアプローチ本格導入)
 - 平成17年(2005)改訂(リスクアプローチの徹底)
 - 監査に関する品質管理基準の新設
 - 平成21年(2009)改訂
 - 平成25年(2013)改訂(監査役等との連携)
 - 監査における不正リスク対応基準の新設

平成16年審査会発足

平成14年改訂の意義 ～「改訂基準の性格」について～

監査基準の基本的性格は、昭和25年に我が国に監査基準が設けられた折、「監査基準は、監査実務の中に慣習として発達したものの中から、一般に公正妥当と認められたところを帰納要約した原則であって、職業的監査人は、財務諸表の監査を行うに当たり、法令によって強制されなくとも、常にこれを遵守しなければならない」と明示されたところであり、今日においても、その性格は変わるものではない。

- しかし…近年、資本市場や企業活動の国際化、企業が採用する情報技術の高度化、さらに連結財務諸表原則の改訂を初めとする会計基準の改訂や新設など、我が国における公認

平成14年改訂の意義(続)

- 会計士監査を巡る環境は大きく変貌している。これらの動きに対応して、監査人個々人のみならず監査事務所などの組織としても監査の実施体制を充実し、さらに監査の質の管理と向上に注意を払う必要性が認識されているところであり、また、これらは国際的な動向とも歩調を合わせることが求められている。
- 一方、国民経済的な視点からは、市場経済が一層の進展を見せ、いわゆる投資者の自己責任原則が種々の方面で徹底されるようになるにつれ、企業が公表する財務情報の信頼性の確保について、従来とは比較できないほどに社会

平成14年改訂の意義(続)

- の期待と関心が高まっている。当然に、公認会計士監査に対しても、その充実が求められている。
- このような背景を踏まえ、今般の改訂では、単に我が国の公認会計士監査の最大公約数的な実務を基準化するという方針ではなく、将来にわたっての公認会計士監査の方向性を捉え、また、国際的にも遜色のない監査の水準を達成できるようにするための基準を設定することを目的としている。さらに、公認会計士監査に対する社会の種々の期待に可能な範囲で応えることも改訂基準の意図したところである。

一般基準の改訂

- 平成14年改訂では、「主な改訂点とその考え方」の中で、次のように一般基準にも言及されている。
 - 「近年の監査を巡る環境の変化は、従来の一般基準により監査人に求められていた専門的能力や実務経験、独立性、公正不偏性、注意義務などの要件を一層徹底させ、また、監査人の自主的かつ道義的な判断や行動に任せていた点を制度的に担保する方向へと動かすものとなっていることも事実である。それらの現代的な動向は従来の監査基準では必ずしも十分に反映されていなかったもので、改訂基準は以下の点でこれらを改めることとした。」

平成17年改訂

～事業上のリスク等を重視したリスク・アプローチの導入～

- リスク・アプローチに基づく監査は、…平成3年の監査基準の改訂で採用し、さらに、平成14年の監査基準の改訂で、リスク・アプローチに基づく監査の仕組みをより一層明確にしたところである。
 - しかし、現実の企業における日常的な取引や会計記録は、多くがシステム化され、ルーティン化されてきており、財務情報の重要な虚偽の表示は、経営者レベルでの不正や、事業経営の状況を糊塗することを目的とした会計方針の適用等に関する経営者の関与等から生ずる可能性が相対的に高くなってきていると考えられる。
 - また、経営者による関与は、経営者の経営姿勢、内部統制の重要な欠陥、ビジネス・モデル等の内部的な要因と、企業環境

平成17年改訂(続)

の変化や業界慣行等の外部的な要因、あるいは内部的な要因と外部的な要因が複合的に絡み合ってもたらされる場合が多い。

- 一方、監査人の監査上の判断は、財務諸表の個々の項目に集中する傾向があり、このことが、経営者の関与によりもたらされる重要な虚偽の表示を看過する原因となることが指摘されている。
 - そこで、リスク・アプローチの適用において、リスク評価の対象を広げ、監査人に、内部統制を含む、企業及び企業環境を十分に理解し、財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす可能性のある事業上のリスク等を考慮することを求めることとした。

平成17年改訂(続) ～「特別な検討を必要とするリスク」への対応～

- 会計上の見積りや収益認識等の重要な会計上の判断に関して財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす可能性のある事項、不正の疑いのある取引、関連当事者間で行われる通常ではない取引等の特異な取引等は、監査実施の過程において特別な検討を行う必要があることから、「特別な検討を必要とするリスク」として、それが財務諸表における重要な虚偽の表示をもたらしていないかを確かめるための実証手続の実施、及び、必要に応じて内部統制の整備状況の調査や運用状況の評価を実施することを求めている。

監査現場の現実

審査会のモニタリング結果に見る実態

審査会のモニタリング活動

- 審査会が行うモニタリングとはオンサイト・モニタリングとオフサイト・モニタリングの両方を包含する。
 - オンサイト・モニタリングは検査を意味する。
 - オフサイト・モニタリングは、監査事務所に係る報告徴収、ヒアリング、監査事務所及び関係先との意見交換・連携等を通じた情報収集など検査以外の活動を指す。

（『平成29事務年度監査事務所等モニタリング基本計画』）

モニタリング結果のフィードバック

- 検査結果通知書
 - 「特に留意すべき事項」の部分は、監査事務所を通じて、日本公認会計士協会並びに被監査会社及びその親会社等の監査役等に伝達される。潜在的被監査会社の開示することも望まれる。
 - 勧告対象となった監査事務所に係る「特に留意すべき事項」は審査会ホームページで公表される。
- 検査結果事例集
 - 平成20年より毎年刊行・公表
- モニタリングレポート
 - 平成28年より公表（29年より事例集から独立の刊行物）

平成29年版事例集 ～「監査事務所に求められる対応」～

- 事例集の導入部分に「監査事務所に求められる対応」として整理された4つの項目
 - 1. 会計監査の信頼性確保
 - 2. 組織的な対応
 - 3. 適切な監査調書の作成
 - 4. 規模に応じた問題点への対応

⇒ 「1. 会計監査の信頼性確保」「3. 適切な監査調書の作成」に関する具体的記述は、次ページに示す通り。

会計監査の信頼性確保

- 近時の不正会計事案などを契機として、改めて会計監査の信頼性が問われる状況になっている。各監査事務所においては、このような状況を理解した上で、本事例集に掲載されている事例やその発生原因等を参考として、個別監査業務や品質管理のシステムについて自ら点検する必要がある。
 - その際には、会計不正等を見抜くような適切な職業的懐疑心を発揮しているか、常に被監査会社の事業上のリスクを注視して監査上のリスクを評価しているかなど、実質的に監査の品質の確保・向上に向けたものとなっているかに留意しなければならない。（29年版事例集、2頁）

監査調書の作成

- 品質管理編「監査調書」や個別監査業務編「監査業務の実施」に記載のとおり、監査上の重要な事項について適切な監査調書が作成されていないような場合、これは単に文書化の問題ではなく、必要な監査手続が実施されていると認められない場合がほとんどであることに留意すべきである。

(関連)

- 監査調書の作成及び査閲において、監査チームが実施した監査手続や、監査チームの結論に至る判断根拠が記載されていないなど、監査手続を実施したと認められない不備事例が多数みられる。(事例集、49頁)

個別監査業務における不備事例の原因

- 個別監査業務の事例において、近時、比較的多くみられる原因として、次の3つが挙げられる。
 - 監査手続の適合性・十分性の検討不十分
 - 監査人として発揮すべき職業的懐疑心の欠如
 - 要求事項に対する知識不足

(29年版事例集、65頁)

なぜ基本ができないのか？
複合的要因

基本ができない複合的要因

- 「基本ができていない」という現実には、複合的要因によるものであり、それらの要因をすべて抽出し、その関係进行分析することは非常に難しい。しかしながら、関連する要因のいくつかを推量することはできる。ここでは、次の2つの要因を考えてみたい。
 - 基本動作の再構築ができていない
 - 監査基準の改訂が相次ぐ中、最新の監査基準が求めている水準に合致した基本動作の再構築ができていない。
 - 「知っている」と「できる」とは違う
 - 人間社会では、「すべきことをしていない」という状況はよくみられる。そして、それは「すべきこと」を知らないからではなく、「知っているでもしていない」状況であることが多い。

なぜ基本ができないのか？
基本動作の再構築ができていない

基本動作の再構築とは何か

- （海上自衛隊で）特殊部隊を目指すような者は大抵、小さな頃から本格的にスポーツをやっている。…（しかし）人は誰でも、知識や自分の身体の動きに関して、思い込みや自己流による癖のようなものが少なからずある。特殊部隊員に選ばれるような身体能力があったとしても、積み木に例えれば、きれいに積まれていない部分がたいていある。それがあると更に新たな積み木、つまり、知識や能力を積んでいくときの障害になる。だから、すべてをゼロベースにして、正しくきれいに基礎を固めてもらおうとした。
- 組織や一般の社会人の方に関しても、自分たちのオペレーションや知識について、基礎から正しく積み木が積んであるかを確認することは、すこぶる重要である。

（伊藤祐靖「基礎の再構築は組織も人も確実に強くする」
週刊東洋経済、2017年9月2日号）

基本動作の再構築とは何か(続)

- 「基本動作の再構築」とは、「積み木」の譬えに見られるように「体系化の問題」であり、「新たに必要となる知識・能力も包含し得る基本動作の体系化」を意味している。
 - 「体系化の問題」とは、個々の知識、能力はシステム要素として相互依存性があるということ。学んだ知識や能力を十分に生かすためには、それらが有機的に連動して機能するよう体系化しなければならない。
- ※ 野球を例に考えてみれば、
 - 高校野球からプロ野球に入ると、あらためて「プロの選手としての基本」を叩き込まれるが、それが「基本動作の再構築」である。

再構築のために求められること

- 基本動作の再構築とは、破壊と創造によって、新しい体系を構築することである。そのため、
 - 現場で繰り返し議論を行うなど、新しい監査基準一つ一つの意味、意義を深く理解することが必要となる。
 - 監査人としての基本動作をゼロベースで体系化するために、新たな知識・技能を習得すると共に、それらを統合する監査の本質を改めて学習することが必要となる。

事例集に見る基本動作欠落と理論不足

- ・ リスク評価及び評価したリスクへの対応において、適切なリスク評価を行わなかった結果、リスク対応手続が適切に立案・実施されていないケースが多くみられる。
 - － いまだに監査における監査計画の重要性を認識しておらず、監査計画によって、重要な虚偽表示リスクとそれに対応するリスク対応手続の詳細、つまり実施するリスク対応手続の種類、時期及び範囲を結び付けることができるという理論的背景の理解のない監査実施者が散見される。

(29年版事例集、69-70頁)

監査計画の原理

- 監査計画とは、簡単に言うと、監査手続の選択および適用に関する予定のことであり、監査対象の実情に適合するような監査手続を取捨選択し、これを実際に適用する範囲、時期および方法を計画することである。
 - 監査人が財務監査を正当な注意を以って行うということは、分かり易い言葉でいいかえるなら、財務諸表に関して表明する自己の意見を裏付けるために、「合理的な証拠」を求めるということである。「合理的な証拠」のない、いい加減な意見を表明することは専門家として正当な注意を払ったことにはならないのである。

監査計画の原理（続）

- － 監査手続とは、そもそもこの種の証拠を求める手段のことであって、その選択適用を判断することは、証拠の質と量とを決定することに他ならない。
 - ・ しかれば「合理的な証拠」を求めるというのは、
いったい如何なることであろうか。
- － この内容を分析することが、監査計画の一般原理を解明する鍵となるのである。

（岩田巖『会計士監査』森山書店、1954年より）

なぜ基本ができないのか？

「知っている」は「できる」とは違う

抛り所（行動原則）の重要性

- 私が一貫して確固たる“よりどころ”としてきたものは、松下幸之助創業者の経営理念に基づく基本方針であった。
 - …国内の工場を再建するときでも、また海外に投資して製造を行うときでも、まず初めに徹底してやったことは、松下電器の経営基本方針を理解し、実践してもらうことであった。これが十分に理解されて、仕事に処する経営担当者の心構えさえ変えてもらえるならば、人は同じでも、立派な経営ができるという例をいくつも体験してきた。

抛り所の重要性（続）

- 人間は概して弱いものである。順境期はともかくとして、ひとたび逆境に直面すると、必ず右往左往して悩むことがある。その時に、確固たる“よりどころ”がないと、冷静な判断を失い、ともすると軌道を逸して、越えてはならない“矩”を躓えてしまう場合が多い。だから私は、常務時代も専務時代も、また副社長、会長の職にあった時も、絶えず“基本方針の理解と実践”を強く要望してきたのである。

高橋荒太郎『語り継ぐ松下経営一名補佐役が語る若き人たちへの遺言』PHP研究所、2008年、まえがき)

松下幸之助氏が重視した社会的使命感

- 私は六十年にわたって事業経営に携わってきた。そして、その体験を通じて感じるのは経営理念というものの大切さである。いいかえれば、“この会社は何のために存在しているのか。この経営をどういう目的で、またどのようなやり方で行っていくのか”という点について、しっかりとした基本の考え方を持つということである。
 - 共同生活の向上に貢献するという使命を持った、社会の公器として事業経営を行っている企業…そういう使命を現実にも果たしていった、はじめてその企業の存在価値がある…こうした使命感というものを根底に、一切の事業活動が営まれることがきわめて大切なのである。

(松下幸之助著『実践経営哲学』)

高品質の監査チームの要件

- 高品質の監査は、
 - 適切な価値観、倫理観及び態度を示した、
 - 十分な知識とスキルを有し、経験豊かで、監査業務に十分な時間を振り向けることができた、
 - 法律、規制及び関連基準に準拠した厳格な監査プロセスと高品質の統制手続を適用した、
 - 有用かつタイムリーな報告書を提供した、
 - および、適切なステークホルダーと適切に相互作用した、
- 監査チームによって達成されてきたようである。

(IAASB, A Framework for Audit Quality, February 2014)

頭で覚えているだけでは役に立たない

- これは頭で覚えていても何の役にも立たないものである。困難に遭うと、すぐ忘れてしまおうし、砕けてしまおう。これでは信念にならない。それを不動の“よりどころ”とするためには、自ら進んで実践し、体で覚えていくことが大切である。
- よく「そんなことは言われなくても分かっている」という人がいる。しかし、私の経験からいえば、そういう人に限って、当然なすべきことができないのである。

頭で覚えているだけでは役に立たない(続)

- 私は、世の中でいちばん難しいことは、誰でも分かっている、誰でもやればできることを、間違いなくやり通すことだと思う。平易なことを間違いなくやり通すのは難しいことである。難しいことだから根気がある。それを指導する方はもっと根気がある。
- いわば私は、それを四十数年間、ねばり強く、繰り返し繰り返し言い続けてきたのである。同時に、私自身も、自分の最善を尽くしてやった仕事に対して、謙虚に反省、検討を繰り返してきた。

頭で覚えているだけでは役に立たない（続）

－もし、私に「松下電器の発展の理由」を問われるならば、躊躇なくこう答える。

- ・それは、誰もが分かっている、誰もができることを、経営の基本方針に沿って間違いなくやり通すように、全員が最善を尽くしてきたことである、と。

（高橋荒太郎『語り継ぐ松下経営』）

むすび

公認会計士の使命を果たすことの意義

良い監査は企業価値を向上させる

- 私も参加した日本公認会計士協会の委託研究によると、監査法人の変更件数がリーマンショックがあった08～15年度までで797件あり、この797件を交代前後で分けた監査報酬は交代前が平均3625万円、交代期が3382万円となる。交代後に監査報酬は明確に下がっている。…日本では会計監査があまり重視されていない傾向があることを示していると思う。
- 米国などでは信頼性が高い大手監査法人の会計監査を受けければ、財務ブランドが高まるという考え方が根付いている。市場や経済全体の質の向上にもつながるものであり、日本でも同様の認識が広がることを期待したい。

(松本関大教授インタビュー記事「良い監査が企業価値向上」
日経産業新聞、2017年6月6日)

監査法人のガバナンス・コードに込められた思い

- 監査法人が組織として責任を持つということの実態的な内容は何だというと、きれいな言葉でビジョンを言って、品質が大事だとか、こういう組織体制を作るとかというようなことだけではなくて、それも大事だけれども、リーダーの気概と責任感のそれに裏づけられた行動力というのが、私はキーだと思います。

(ガバナンス・コードに関する有識者検討会座長)

ガバナンス・コードに込められた思い(続)

- 監査には、情熱を伴った使命感みたいなものが要請されているのだと思います。

(東京海上アセットマネジメント取締役会長)

- 企業活動に対する深い共感というのか、この会社を本当に良くしていく、それが社会や経済を良くするのだという思いを持った上で、被監査会社に対して、「あなたがやっていることは違う」ということ言う。「違う」という背景には、企業活動に対するほとぼしる

ガバナンス・コードに込められた思い(続)

ようなシンパシーがないと被監査会社の理解は得られませんよ。
(有識者検討会座長)

- 監査先の企業を正しい方向に導く、ダメなものはダメということも含めて、企業を正しい方向に導くことで企業価値を高めていくこと、これが監査における重要な使命なのだ、ということをきちんと現場の人たちに対しても伝えていくということが基本的に有効だと考えます。

(新日鉄住金執行役員)

ガバナンス・コードに込められた思い(続)

- 公認会計士という人たちが今度のガバナンスが出たことで本当に勇気づけられ、力を発揮していく、そして、俺たちはこういう重要な使命をもって仕事をこういう風にやっていくんだ、その基本的な考え方が
やっぱり出ているなということが非常に大事なことだ
と思うんです。
 - あるべき公認会計士像というのは、一体何なんだと、そういう像に照らして、本当にそういう人間が育っているのか、育っていないのか、ということが大事だと思うんです。

(有識者検討会座長)